

令和8年7月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年7月17日（金） 13:50～14:40

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（18名）

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光
4 番 横森 昌広
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 欠員
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎
25 番 今福 重幸
26 番 欠員
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁（欠席）
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

6. 会議の概要

< 事務局長 >

ただ今から令和8年7月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

< 会 長 >

(会長あいさつ)

< 事務局長 >

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

< 議 長 >

本日、出席委員は農業委員18名中18名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番 伊藤 光 委員、10番 山本 弘行 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小野氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

< 事務局 >

それでは会務について報告をさせていただきます。

7月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

< 議 長 >

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

< 議 長 >

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件1,119㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 志村（保）委員

申請番号2番及び3番: 駒井委員

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件0.32㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保郷地、営農型太陽光発電施設支柱部分設置更新のための一時転用の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（和）委員

（委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが8件5,311㎡、賃貸借権の設定に関するものが3件1,069.27㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は若宮一丁目、貸家住宅建築のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見二丁目、宅地分譲地造成のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は栄二丁目、資材置場建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵小平下、橋脚耐震補強工事に伴う工事用ヤード造成のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山、農家住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山、農家住宅建築のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地旭町上條北割桜木は、個人

住宅建築のための申請であります。

申請番号 8 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾本滝、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号 9 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割門開、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号 10 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下、集合住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号 11 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割西原、駐車場用地造成のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号 1 番から 3 番 : 伊藤委員

申請番号 4 番 : 曾雌委員

申請番号 5 番及び 6 番 : 小野委員

申請番号 7 番 : 中込委員

申請番号 8 番 : 飯野委員

申請番号 9 番から 11 番 : 志村（圭）委員

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより質疑に入りますが、委員報告にて反対意見がありました案件につきまして、皆様からご意見を伺いたいと思いますので、申請番号 1 番を除き、先に申請番号 2 番から 5 番について審議を行いたいと思います。ご質問等ございますか。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号、申請番号 1 番から 11 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第 3 号、申請番号 1 番から 11 番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第 31 条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号５番について今福重幸委員に関する案件がありますので、議案第４号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(今福委員 退席)

<事務局>

議案集の６ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については６件 12,359 ㎡となっております。

申請番号１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：１０年４ヶ月、新規設定です。

申請番号２番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：５年４ヶ月、新規設定です。

申請番号３番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：５年４ヶ月、新規設定です。

申請番号４番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：５年４ヶ月、新規設定です。

申請番号５番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：２年４ヶ月、新規設定です。

申請番号６番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：１０年４ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第４号、申請番号１番から６番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第４号について原案のとおり承認いたします。

(今福委員 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第１号及び第２号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が１件 10,597 ㎡、合意解約による通知が１件 3,108 ㎡です。議案集の９ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵金山他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は清哲町折居柳河原、合意解約の通知であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和8年7月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小野 貴史

○書記：志村 奈美